

会議録

会議名	令和4年度（2022年度）第1回八王子市空き家等対策懇談会	
日時	令和4年（2022年）7月19日（火） 午後1時00分～午後2時10分	
場所	八王子市役所 議会棟4階 第5委員会室	
出席者氏名	参加者	東京三弁護士会多摩支部 大山 晃平 氏 東京司法書士会三多摩支会八王子支部 粕谷 浩 氏 東京税理士会八王子支部 石井 健一 氏 （一社）東京都建築士事務所協会八王子支部 岡本 栄二 氏 東京土地家屋調査士会八王子支部 岡田 大成 氏 （公社）全日本不動産協会東京都本部多摩南支部 谷合 ひろよ 氏 八王子市町会自治会連合会 西山 茂 氏
	事務局	住宅政策課 課長 小島 昭仁 住宅政策課 課長補佐 安岡 昭司 住宅政策課 主査 上原 洋八 住宅政策課 主任 山下 雄洋 住宅政策課 主任 池田 健介 住宅政策課 主事 西村 柚莉愛
欠席者	（公社）東京都宅地建物取引業協会八王子支部 大貫 雅之 氏	
議題	（1）八王子市空き家等対策懇談会開催要綱について （2）空き家等対策施策の状況について ア）令和3年度（2021年度）空き家総合実態調査の結果報告 イ）未耐震空き家除却支援事業 ウ）空き家利活用促進事業 エ）空き家マッチング支援事業（案） （3）空き家ワンストップ相談窓口事業（案）について （4）特定空家の状況について 今後のスケジュール	
公開・非公開の別	一部非公開（次第（4））	
非公開理由	個人情報が含まれる会議のため	
傍聴人の数	なし	
配付資料名	・ 令和4年度（2022年度）第1回八王子市空き家等対策懇談会次第 ・ 令和4年度（2022年度）第1回八王子市空き家等対策懇談会参加者名簿 ・ （資料1-1）八王子市空き家等対策懇談会開催要綱	

	<ul style="list-style-type: none"> ・（資料1-2）八王子市空き家等対策懇談会開催要綱 新旧対照表 ・（資料2-1）令和3年度（2021年度）空き家総合実態調査（結果概要） ・（資料2-2）空き家等対策施策について ・（資料3-1）八王子市空き家ワンストップ相談窓口事業（案） ・（資料3-2）八王子市空き家ワンストップ相談窓口イメージ図 ・（資料4）特定空家案件について
--	---

1. 開会

事務局から開会を宣言

2. 懇談会の公開について

事務局より、懇談会は原則公開だが、次第（4）のみ個人情報が含まれるため、一部非公開とすることを説明。

3. 出欠確認

事務局より報告

4. 議事

（1）八王子市空き家等対策懇談会について

事務局より資料1-1、1-2に基づき説明

（2）空き家等対策施策の状況について

ア）令和3年度（2021年度）空き家総合実態調査の結果報告について

事務局より資料2-1に基づき説明

【参加者】

「アウトリーチ型」というのはどういった意味か。

【事務局】

市民の行動を待つのではなく、こちらから出向いていく支援のことをいう。

【参加者】

裏面3-3では、空き家所有者が一番後悔した事項が「家財の処分方法や費用などの確認」となっている。家を壊す費用や家財処分の費用相場を具体的に周知することで、空き家の解消が進むのではないか。

【事務局】

今後の取組の参考とする。

イ) 未耐震空き家除却支援事業、ウ) 空き家利活用促進事業、エ) 空き家マッチング支援事業(案)について

事務局より資料2-2に基づき説明

【参加者】

未耐震空き家除却支援補助金について、古い家は耐震性がない場合がほとんどである。空き家を相続した人はその空き家に耐震性があるかどうかを把握していない場合が多いと所感する。補助金を申請する際には、建物の耐震性を調査しなければならないことを周知してほしい。

【事務局】

補助金の申請には、耐震診断により耐震性が不足していることが要件となっている。このため、補助金申請の際、建物の耐震診断未実施の方は、事前に耐震診断を受けていただく流れを引き続き周知していく。

(3) 空き家ワンストップ相談窓口事業(案)について

事務局より資料3-1、3-2に基づき説明

【参加者】

「専門家との連携」とあるが、ここで指す専門家とは、具体的に誰を想定しているか。

【事務局】

実際に相談窓口を担当していただく不動産業者が、業務上つながりのある専門家を想定している。

【参加者】

市民にどのようにPRするのか。

【事務局】

広報紙、リーフレットを用いて周知する。また、不動産団体等の窓口にリーフレットを配置する予定である。

【参加者】

自治会でも高齢者が多い。適切なPRをしてほしい。

【事務局】

承知した。

【参加者】

子供が独立した高齢の夫婦世帯や単身世帯が増えており、「自分が死んだら家を売りたいが、どうすれば良いか。」という旨の相談を多くいただく。家屋の取壊し・家財処分に係る費用の指標が分かれば、今後の生活の参考になると所感する。これらの指標について、エンディングノートに記載するなどの周知をしてほしい。

【事務局】

自宅を今後どうすれば良いかわからない人が、積極的に相談窓口を活用していただけるよう実施していく。また、周知方法については、今後の取組の参考とする。

【参加者】

「専門家との連携」の中で協定について言及があったが、弁護士会と協定を結ぶのであれば、早めに話をいただきたい。

【事務局】

まずは相談窓口を担当していただく不動産2団体と協定を結ぶところから始めていく。なお、今後の相談窓口の利用件数や実施状況次第では、改めて相談させていただきたい。

(4) 特定空家の状況について

<非公開>

5. 今後のスケジュールについて

事務局より説明

【参加者】

次回の懇談会の開催予定日をできるだけ早めに教えてほしい。

【事務局】

承知した。

【参加者】

除却支援補助金について、今年度の予算は如何ほどか。

【事務局】

今年度は10件分の予算を確保している。

6. その他

【参加者】

「空き家の発生を抑制するための特例措置」を知らない人は多い。当該特例措置については、相続発生を時期を見越した啓発が効果的であると思う。

【事務局】

今後の取組の参考とする。

【参加者】

資料2-1裏面3-3にある「家財の処分方法や費用などの確認」について、空き家所有者は、処分に多額の費用がかかることを知ると、そこで行動を終えてしまう。市としてはどういった方法で市民に啓発、伝達していくのか。

【事務局】

昨年度の空き家対策に関する広報特集号を発行した際は、問合せや相談会の参加者が増加するなどの反響を得た。定期的に空き家問題について意識づけをすることが大切だと思っている。その他にもエンディングノート等を活用して効果的な周知をしていきたいと考えている。

【参加者】

自筆証書遺言保管制度について法務局から、市でセミナーなどを開催する機会があれば遠慮せずに講師として活用するよう言われている。遺言書は空き家解消の一つのツールになると思う。

【事務局】

承知した。

【参加者】

未耐震空き家除却支援事業について、どのような経過を辿って除却に至ったかを年度の終わりごろにでも教えてほしい。

【事務局】

承知した。

【参加者】

空き家関係のチラシは、興味がないと読み手は見ない。自分事になって初めて目につく。定期的な広報誌の発行など、「何か市役所でやっていたな」と市民の頭の隅に入れられるような周知が効果的ではないか。

【事務局】

広報等を活用して空き家問題を定期的に取り上げることは効果的であるとする。ワンストップ相談窓口についても機会を捉えながら、市民の記憶に残るよう啓発していきたい。

7. 閉会